

国立大学法人東京農工大学毒物・劇物の取扱いに関する規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学毒物・劇物の取扱いに関する規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>本則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、毒物・劇物の適正な取扱いに関し必要な規制を行い、もって事故の発生を未然に防ぐことを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この規程において部局等とは、国立大学法人東京農工大学組織運営規則第4条に規定する大学院の研究院、学府及び研究科並びに第5条に規定する学部、第6条第1項に規定する保健管理センター、学術研究支援総合センター、科学博物館、環境安全管理センター、放射線研究室及び第11条に規定する附属施設をいう。</p> <p>(組織及び施設の長の責務)</p> <p>第3条 組織及び施設の長は、当該部局等における毒物・劇物の管理を総括する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(管理組織)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 管理責任者は、組織及び施設の長が指名するものとし、取扱責任者は、毒物・劇物を使用する実験等を指導し、又は行う<u>教員</u>とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(保管)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 毒物・劇物の保管庫に、毒物については赤字に白色をもって「<u>医薬用・医薬用外毒物</u>」の文字、劇物については白地に赤色をもって「<u>医薬用・医薬用外劇物</u>」の文字を表示しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(事故の際の処置)</p> <p>第8条 取扱責任者は、その取扱いに係る毒物・劇物が盗難にあい、又は紛</p>	<p>本則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、毒物・劇物の適正な取扱いに関し必要な規制を行い、もって事故の発生を未然に防ぐことを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この規程において部局等とは、国立大学法人東京農工大学組織運営規則第4条に規定する大学院の研究院、学府及び研究科並びに第5条に規定する学部、第6条第1項に規定する<u>先端産学連携研究推進センター</u>、保健管理センター、学術研究支援総合センター、科学博物館、環境安全管理センター、放射線研究室及び第11条に規定する附属施設をいう。</p> <p>(組織及び施設の長の責務)</p> <p>第3条 組織及び施設の長は、当該部局等における毒物・劇物の管理を総括する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(管理組織)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 管理責任者は、組織及び施設の長が指名するものとし、取扱責任者は、毒物・劇物を使用する実験等を指導し、又は行う<u>教職員等</u>とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(保管)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 毒物・劇物の保管庫に、毒物については赤地に白色をもって「<u>医薬用外毒物</u>」の文字、劇物については白地に赤色をもって「<u>医薬用外劇物</u>」の文字を表示しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(事故の際の処置)</p> <p>第8条 取扱責任者は、その取扱いに係る毒物・劇物が盗難にあい、又は</p>	

<p>失したときは、別図に定める緊急連絡体制により、直ちにその旨を当該組織及び施設の管理責任者に通報し、その指示に従うとともに、必要と認められる場合は、直ちに消防署、警察署又は保健所等(以下「消防署等」という。)へ通報するものとする。</p> <p>2 取扱責任者は、事故や災害等に伴い、その<u>取扱</u>に係る毒物・劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又はしみ込み、保健衛生上の危害が生ずる恐れがあるときは、直ちにその旨を当該組織及び施設の管理責任者に通報するとともに、前項の消防署への通報を含め、その危害を防止するための必要な応急の措置を講じなければならない。</p> <p>3 (略) (雑則)</p> <p>第11条 この<u>細則</u>に定めるもののほか、毒物・劇物の<u>取扱</u>に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>紛失したときは、別図に定める緊急連絡体制により、直ちにその旨を当該組織及び施設の管理責任者に通報し、その指示に従うとともに、必要と認められる場合は、直ちに消防署、警察署又は保健所等(以下「消防署等」という。)へ通報するものとする。</p> <p>2 取扱責任者は、事故や災害等に伴い、その<u>取扱い</u>に係る毒物・劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又はしみ込み、保健衛生上の危害が生ずる恐れがあるときは、直ちにその旨を当該組織及び施設の管理責任者に通報するとともに、前項の消防署等への通報を含め、その危害を防止するための必要な応急の措置を講じなければならない。</p> <p>3 (略) (雑則)</p> <p>第11条 この<u>規程</u>に定めるもののほか、毒物・劇物の<u>取扱い</u>に関し必要な事項は、別に定める。</p>	
---	---	--

附 則(教規程第51号)

この規程は、平成26年1月6日から施行し、平成25年4月1日から適用する。